

市の災害時の対応に係る考え方について

鎌倉市地域防災計画 風水害等災害対策編(昭和 39 年策定 平成 27 年 3 月改定)より抜粋

【避難・支援・受援】

・災害時の広域連携体制について

第 3 章 災害時応急活動事前対策の充実

第 15 節 広域連携・受援体制の拡充

第 3 応援機関との連携強化

市は、相互応援協定に基づく他自治体からの応援活動を確保するため、市災害対策本部の組織、機能及び事務分掌の見直しを行うとともに、業務マニュアルを作成する等、応援受入体制を整えます。また、災害発生時における国内、国外からのボランティアの支援申し入れが適切に活かされるよう、県、関係機関等と連携し、受入体制等の整備に努めます。

相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模災害による同時被災を避ける観点や、本市の特性に対応した歴史文化資源、文化財保護等への支援が期待できるといった観点から、遠方に所在する自治体との間の協定も締結していきます。

○相互協定を締結している他市町村の協定締結状況

現在、鎌倉市が相互協定を締結しているのは、県外において、萩市、上田市、足利市、奈良市の 4 市です。

各市が相互協定を締結している他市町村は、次の表のとおりです。

市名	締結先市町村	件数
山口県 萩市	静岡県下田市、島根県浜田市、島根県益田市、山口県長門市	4
長野県 上田市	新潟県上越市、兵庫県豊岡市、和歌山県九度山町、東京都練馬区、静岡県沼津市、埼玉県上尾市	6
栃木県 足利市	神奈川県大和市、千葉県我孫子市	2
奈良県 奈良市	延べ 88 市町村（別紙） 「奈良市 地域防災計画 資料集 資料 60 災害相互応援協定」	88

・自助・共助体制について

第4章 市民・企業への啓発、自主防災活動及び防災訓練

第1節 市民・企業等の役割

第3 企業等の防災体制の確立等

1 企業等における防災への取り組み

企業等は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における顧客・従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域防災活動への協力などの社会的な責務を十分認識したうえで、防災体制の整備、防災訓練の実施、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施し、防災活動の推進に努めます。

さらに、被災による事業停止による深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的とした業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めます。

第4章 市民・企業への啓発、自主防災活動及び防災訓練

第3節 自主防災組織・防災コミュニティの育成強化

第1 自主防災組織の育成

災害の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、各行政機関や防災関係機関が対策を講ずることは当然のことですが、市民等が「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに自主防災組織を結成し、活動することが極めて重要です。

1 自主防災組織の育成指導

市は、地域防災活動を推進するため、自治会・町内会等を中心とした自主防災組織の育成を図ります。

また、結成された自主防災組織が災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に有効に活動できるよう、組織の充実強化を図るための指導及び支援を行います。

さらに、自主防災組織・消防団等地域の組織との連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などに努めます。その際、女性の参画の促進に努めます。

・ボランティアの受入体制について

第 22 章 災害救援ボランティアの受入れと活動

第 1 節 災害救援ボランティアの受入体制

大規模災害発生時等に応急対策を実施するにあたり、市、防災関係機関等だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受入れ等の事務を行う市災害ボランティアセンターを開設します。

第 2 災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは、協定に基づき、市社会福祉協議会及び鎌倉青年会議所が各種団体、個人等の協力を得て、ボランティアの募集・受入れ・作業配分等活動全般に関する事務を行うものとします。

また、市はボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとします。

第 4 災害ボランティアセンターの運営等

市災害ボランティアセンターの開設や開設後の運営等については、市と市社会福祉協議会及び鎌倉青年会議所が協議して別に定めるものとします。

1 ボランティア活動支援

災害救援ボランティア活動を支援する上で、①専門職ボランティア（応急危険度判定士、医療ボランティア等）活動支援、②一般ボランティア活動支援に分けて対応します。

なお、ボランティア活動は自給自足が原則ですが、必要に応じて、関係団体との協議の上、地域拠点を設け、食料と宿泊施設を提供します。

・災害医療の受入体制について

第 10 章 医療救護活動

第 1 節 医療救護体制

市は、自ら救護班を編成するとともに、災害の規模及び発生状況に応じ、鎌倉市医師会・鎌倉市歯科医師会・鎌倉市薬剤師会等に対して救護部隊の派遣を要請します。

第 10 章 医療救護活動

第 2 節 救急医療活動

第 1 対策事項

災害により集団的に多数の傷病者が発生した場合、市及び関係機関は、迅速かつ的確な救急医療活動を実施します。

- ア 情報の通報及びその体制に関すること。
- イ 救急医療関係機関の連絡調整に関すること。
- ウ 救出・救護関係者の出動に関すること。
- エ 救急医療の範囲・種別に関すること。
- オ 出動した医師等に対する諸費用の負担等に関すること。
- カ その他の救急医療対策の実施に関し必要なこと。

第 10 章 医療救護活動

第 2 節 救急医療活動

第 7 医療救護情報の収集・提供

1 医療関係情報の市民への提供

診療可能医療機関情報等の住民が必要とする情報は、報道機関による放送・市ホームページ・市ソーシャルメディア等即時的な広報媒体を活用し、市民へ情報提供します。

県は、県災害情報管理システム等により収集した情報を報道機関等の協力を得て提供します。

第 10 章 医療救護活動

第 2 節 救急医療活動

第 9 ライフラインの確保

医療機関のライフラインの復旧については、関係機関との密接な連携により、優先的な対応を図ります。

また、復旧するまで診療行為に支障がないよう、水及び自家発電用の燃料の安定的な確保を図るため、輸送・供給等の必要な体制を整えます。

【復旧・復興】

・仮設住宅について

第 12 章 生活救援活動

第 5 節 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理

第 1 応急仮設住宅の建設

2 市営住宅の活用

市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、被災者の一時入居のため、市営住宅の空家を積極的に活用します。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 入居対象

応急仮設住宅への入居は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者のうちから、認定し入居させます。ただし、供給戸数に対し入居対象者が上回る場合、高齢者世帯や心身障害者世帯等の要配慮者世帯を最優先に入居させるとともに、コミュニティにも配慮しながら入居を進めます。

(3) 応急仮設住宅の運営管理

各応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。